二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市下吉田字浦沢六七の一から六七の七まで、字大森一の四三、一の四四、字ハダナシ一、一の一（次の図に示す部分に限る。）、字梨野二一の二、二二、上吉田字白倉五八から六〇まで、黄柳野字丸山四六六の一、字切藤六五二の一〇、字丸渕三二九、竹ノ輪字入中五九一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月九日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市須淵町字鹿草前四九、五〇、鍛埜町字楠木一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁並びに関係市役所及び幸田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月九日

農林水産大臣　林　芳正

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市米河内町字稲葉四四の三、四五の一、四六、四七、字平地一一五の一、一一五の二、鍛埜町字中切五八の九、六四の二、桜形町字行河内二七の三、二八の一、三一、石原町字東田原坂八六・字宮脇四〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、宮崎町字清水沢西四〇の二、四四、四五、四五の一、東河原町字ホドクチ三、字ノコヾウ一六から一八まで、南大須町字井戸沢一、字神原日陽五、一一の二、西尾市東幡豆町入会山一の二三四（次の図に示す部分に限る。）、大境二の五・三の二から三の五まで・一四の一から一四の四まで・一五の四（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、額田郡幸田町大字大草字鷲ヶ入三の一四八から三の一五三まで、三の一五八、三の一六〇から三の一六四まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井戸沢一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁並びに関係市役所及び幸田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月九日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊橋市飯村町字高山二八二の一から二八二の三まで、嵩山町字北山一の一〇五・一の一〇六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八の八、豊川市平尾町源祖六一の一〇、六一の一一、萩町牛沢五二の一、五二の三、五二の四、五二の六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月九日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三(一)　変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。